

「熱中症対策を実施しましょう！」

宮古労働基準監督署長

せそこまさあき
瀬底正亮

宮古地区の働き盛り世代の皆様へ健康情報をお届けするため、毎月 1 回リレー方式で記事を書いています。今回は、宮古労働基準監督署です。

日本全国で熱中症（高温多湿な環境下で、体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能が破綻する等して発症する障害の総称。）による労働災害が多発しており、沖縄県内における令和 6 年の熱中症による労働災害の発生状況は、死亡者は 1 人、休業 4 日以上の方被害者は前年より 3 人多い 16 人でした。

なお、県内の過去 10 年間（平成 27 年～令和 6 年）の熱中症による労働災害発生状況の推移は、別添 1 のとおりです。建設業が全体の 29.4%を占め、発生時期は 6～8 月の 3 か月間で全体の 78.9%を占めています。時間帯では 15 時台が最も多く、次いで 9 時台以前、16 時台、17 時台の順で発生しました。

このような状況から令和 7 年 6 月から労働者が熱中症の症状が発生した場合に連絡体制の確立と、発生した場合等の対処の手順を定め、関係者に連絡先とその手順を周知することが労働安全衛生法で義務化されました。

予防措置としては水分、塩分を補給し、栄養、睡眠を十分にとることです。また、屋内での冷房等の使用、屋外では木陰で休憩する等暑熱の環境下にいる時間を最小限にする工夫をしてください。熱中症は発症すると急変して悪化する場合があり、そのような場合には最悪死亡することもあります。熱中症が発症した場合は専門医の診察を受け、症状が改善するまでは発症者 1 名のみにしないようにしましょう。また、熱中症に関する知識を身につけ、自身と周囲の人の体調の変化に気を配る等健康被害を防ぎましょう。

沖縄労働局では、5 月～9 月までの期間で「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施しており、宮古労働基準監督署でも、各事業場に熱中症対策の徹底を呼びかけています。

主な予防対策は、①気温又は暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施②作業管理者及び労働者に対し労働衛生教育を行うこと③衛生管理者等を中心に事業場の管理体制を整え、発症時・緊急時の措置を確認し、周知することです。

予防対策の参照情報としてポータルサイト「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報」<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>がありますのでご参照ください。次は、全国健康保険協会沖縄支部にバトンをつなぎます。

別添1

沖縄労働局管内における熱中症による労働災害発生状況（平成27（2015）年～令和6（2024）年総計、休業4日以上）

※令和6（2024）年は令和7（2025）年4月7日時点確定値

表 職場における熱中症による死傷者 業種別発生状況（2015～2024年）

（人）

主な業種	建設業	運輸交通業	接客娯楽業	製造業	商業	清掃・と畜業	警備業	ほか	計
2015年	0	0	1	1	1	0	0	2	5
2016年	1	1	0	0	0	1	0	2	5
2017年	6(1)	1	1	0	1	0	1(1)	2	12(2)
2018年	3	0	1	0	1	0	0	2	7
2019年	2	0	3	1	1	1	1	3	12
2020年	3	4	0	1	3	0	0	1	12
2021年	9(2)	1	1	1	0	1	1	2	16(2)
2022年	0	2	1	5	0	1	0	2	11
2023年	3	1	0	0	4	1	1	3	13
2024年	5(1)	2	1	2	1	1	3	1	16(1)
総計	32(4)	12	9	11	12	6	7(1)	20	109(5)

※（ ）内の数値は死亡者数で内数である。

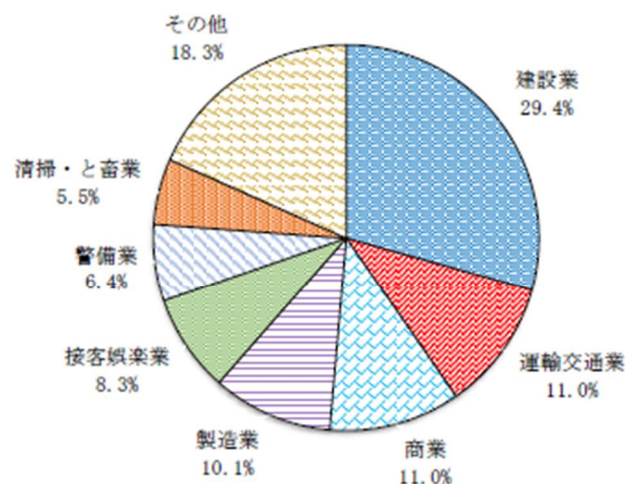


図1 職場における熱中症による死傷者 業種別発生状況 構成比（2015～2024年）